

# ゆめのゆレンタカー【重要事項説明書】

ご出発前に必ずご確認ください

## ◆保険補償制度について

### ◎保険補償額

対人補償	無制限(自賠責3,000万円を含む)1名当たり
対物補償	無制限(免責無し)1事故当たり
車両補償	車両時価額(免責額5万円)1事故当たり
人身傷害補償	お車に乗車中の事故により、身体に傷害(死亡、後遺障害含む)を被り発生した発生した損害を補償致します。 <b>3,000万円(1名当たり)を限度</b> ※お支払い額は加入保険会社の約款に定められた基準での実損扱いとなります。

## ◆免責保険制度について

### ◎車両・対物事故免責額補償制度

ご予約の際もしくはご契約の際に免責補償制度に加入されると、万一事故を起こされても車両補償の免責額が免除されます。

但し、次の場合は除きます。

- ・警察および当社に届出のない事故。
- ・保険金は支払われない事故。
- ・当社貸渡約款に違反する事故。
- ・無断延長中に発生した事故。

### 免責補償手数料(1日当たり・消費税込み)

免責補償手数料	1,080円(税込)
---------	------------

※1カ月までの貸渡しについては15日分を上限といたします。

## ◆ノンオペレーションチャージ(NOC)について【休車補償】

事故、盗難、借受人又は運転者の責の帰すべき事由による故障、車両の汚損、臭気等により当社がそのレンタカーを修理・清掃等が必要となった場合には、その期間中の休業補償の一部として下記料金をご負担いただきます。

- ・禁煙車両で喫煙が確認された場合
- ・車両にペットを同乗させた場合
- ・車両を著しく汚損・破損させた場合
- ・車両の装備品等を紛失・破損させた場合

予定の店舗に車両が返還された場合(自走可能)	21,600円(税込)
その他上記以外の場合	54,000円(税込)

※NOCは、免責補償制度に加入していてもご負担いただきます。

※いたずら、あて逃げによる被害もお客様のご負担になります。

## ◆保険保険制度が適用できない場合

- ①事故時に警察及び当社への連絡など所定の手続きがない場合
- ②貸渡約款に違反している場合
  - (例) ・無免許運転
  - ・飲酒及び酒気帯び運転
  - ・無断延長中の事故など、貸渡約款第9条に該当する場合
- ③保険約款の免責事項に該当する場合
  - (例) ・お客様の所有、使用、管理する財物に与えた損害
  - ・タイヤの損傷(パンク・亀裂)
  - ・ホイールキャップの紛失・破損
  - ・故意によって生じた損害など
- ④使用管理上の落ち度があった場合
  - (例) ・鍵をつけたまま又は施錠しないで駐車し、盗難にあった場合
  - ・チェーンやキャリアの取扱い及び装着不備による損害
  - ・海岸や河川敷又は林間等車道以外で走行した場合の車両損害
  - ・給油時の燃料種別の間違いにより生じた補修費など

※貸渡しに関する一切は「貸渡約款」に基づきます。  
※保険適用に関する一切は「保険約款」に基づきます。

## ◆ご利用時の注意事項

### ◎後部座席シートベルト着用について

運転席、助手席はもちろん、後部座席にも乗車する方がいるときはシートベルトを着用するようお願いいたします。

### ◎カーナビご利用について

カーナビ利用により設定されるルートはあくまでも参考ルートとしてご利用下さい。  
地図データの誤りや過ったルート案内などにより生じた金銭的損害などに関して一切責任を負いかねます。

### ◎ETCカードについて(お客様にてご用意ください)

有効期限と差込方向をよくご確認いただきご利用ください。

## ◆ご返却時の注意事項

### ◎燃料について

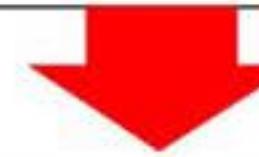
ガソリンは満タンでご返却ください。  
ご都合により満タンにできない場合は、走行距離換算にて精算させていただきます。  
この場合、実際の給油金額より割高となりますので予めご了承ください。  
詳しくはご利用店舗にお問合せください。

### ◎ご返却日時について

予定返却日時を変更される場合や予定返却日時に間に合わない場合は、必ず店舗にご連絡下さい。

## ◆違法駐車をしないようご注意下さい。

もし、放置駐車違反の確認標章が取り付けられたら



速やかに管轄の警察署に出頭の上、所定の手続きを完了し、指定の金融機関で反則金を納付して下さい



ご返却時に「交通反則告知書」及び「領収書」を確認させていただきます。

ご返却時に「交通反則告知書」及び「納付書・領収証書等」をご提示いただけない場合(反則金の納付を確認できない場合)は、管轄の警察署にお客様の個人情報を開示させていただきます。

## ◆事故・故障が発生した場合

事故が発生した時は直ちに運転を中止し、必ず以下の対応をお願い致します。

- ①負傷者の救護をして下さい。
- ②その場から警察への連絡(110番)をして下さい。  
事故証明書が必要となりますので、必要な手続きをして下さい。
- ③その場から迅速な対応を図る為、下記の事故受付専用ダイアルへお電話下さい。  
損保ジャパン日本興亜損害保険

ロードアシスタンス専用デスク 0120-365-110

当店(金沢ゆめのゆ TEL076-204-2626)にもお電話下さい。

※キズやへこみの大小、相手の有無にかかわらず事故扱いとなります。

※借受人(運転者)には法律上の損害賠償責任が発生いたします。

※必要な手続きが取られていない場合、保険・補償の適用がされません。

## ◆故障の場合

車両に異常や不具合を感じたら下記の故障受付専用ダイヤルへお電話下さい。

損保ジャパン日本興亜損害保険

ロードアシスタンス専用デスク 0120-365-110

当店(金沢ゆめのゆ TEL076-204-2626)にもお電話下さい。